

# 電気通信事業者が取り扱う位置情報 の利活用に係る現状の取組・課題について

---

平成25年11月22日

## 背景・目的

- 携帯電話やスマートフォンに係る位置情報の利活用に対するニーズの拡大
  - －GPS位置情報について、大規模災害時における安否確認や海難・山岳事故等における遭難者の搜索等、緊急時における活用に対する要望
  - －ビッグデータの利活用、特にパーソナルデータの利活用に対して期待が高まる中で、位置情報の利活用は防災・減災や街づくり、観光地・商店街の活性化等様々な社会的効果が期待されるとともに、利用者に向けた様々な有用なサービスの展開への期待
- スマートフォンの普及に伴い、様々なサービスにおいて様々な情報と紐づいて位置情報が取得され、利用や第三者提供される事に対する利用者側のプライバシー面での不安の増大

## 検討課題

### <緊急時>

- プライバシー保護を踏まえつつ、災害や遭難等により人命の危機が差し迫っており、本人の同意をとることができない場合にGPS位置情報を電気通信事業者が取得し提供することができるか。仮にできることとした場合、その要件は何か。

### <緊急時以外>

- プライバシー保護を踏まえつつ、位置情報のビジネス利用を含めた社会的利活用における有用性を踏まえ、その利活用を促進するため、位置情報の性質に応じた取扱いの在り方

## 対応

### <緊急時>

- GPS位置情報の取扱いについては、本検討会において本年5月から6月にかけて先行的に検討を行ったところ。検討会の結論を踏まえ、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインを本年9月に改正。

### <緊急時以外>

- 位置情報のビジネス利用を含めた社会的利活用における取扱いについて、電気通信事業者による位置情報取得の現状及び位置情報の性質を踏まえ、位置情報の取得、利用及び第三者提供時における利用者への説明・同意の取り方等の適切な取扱いについて整理するため、引き続き本検討会において検討を行う。

# パーソナルデータに関する検討状況

24.8

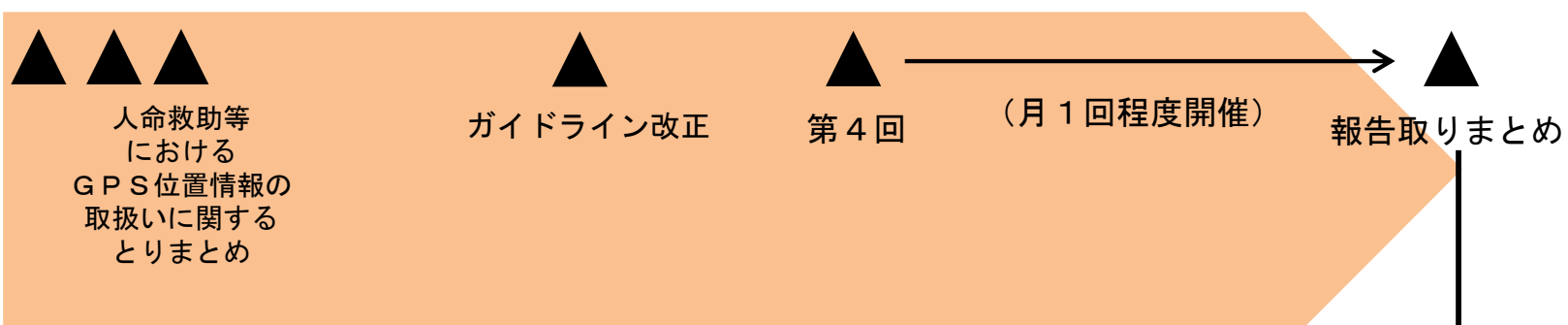
25.6

25.9

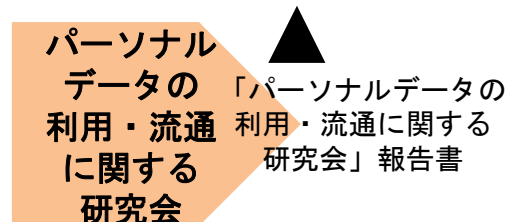
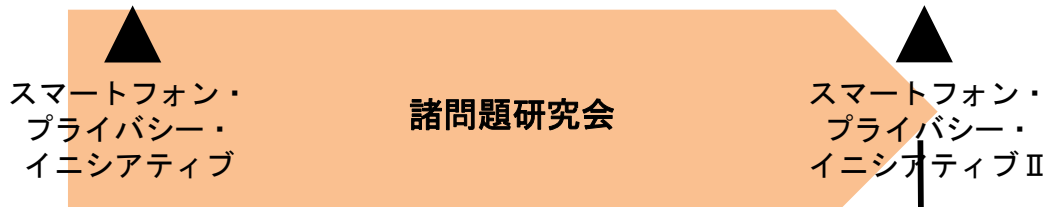
25.12

26.3

本検討会

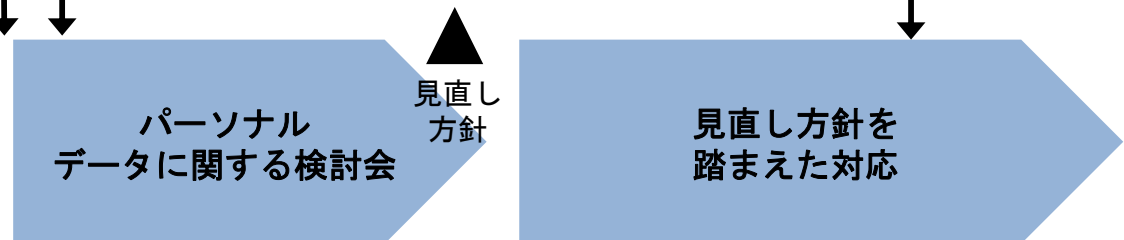


総務省



戦略本部  
IT総合

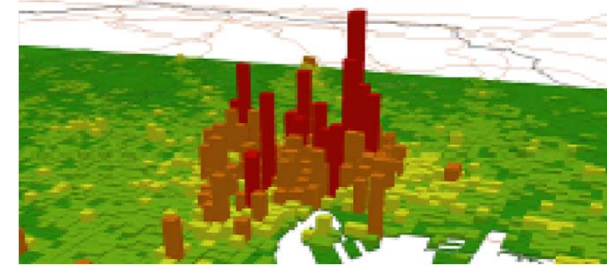
▲  
世界最先端IT国家創造宣言



		概要	性質	粒度	取得内容	サービス
基地局に係る位置情報	位置登録情報	着信を可能とするために、携帯電話事業者が自動的に把握する情報	携帯電話事業者においては <b>個人情報</b> として取り扱われる。	事業者によって異なるが、基地局単位・交換機単位	携帯電話基地局の識別番号、端末の識別番号、取得日時等	・「モバイル空間統計」(ドコモ)
	個々の通信の際に利用される基地局の位置情報	個々の通信の際の利用者の情報であって、利用者の位置を示すもの	携帯電話事業者においては <b>通信の秘密</b> として取り扱われる。	基地局単位	取得内容、取得頻度、保存期間は、事業者により様々	・「観光動態調査レポート」(KDDI・コロプラ)
	GPS位置情報	携帯端末のGPS機能により端末の具体的所在地を示す情報であり、利用者による当該機能の利用が必要。 ※ アプリのサービス提供の一環としてユーザーの同意を得て取得	電気通信事業者においては <b>個人情報</b> として取り扱われることが多い。	位置の把握粒度は、緯度経度単位(誤差有)	端末の識別情報、GPS位置情報	・各種地図アプリ等
	Wi-Fi位置情報	・Wi-Fi通信を行うため、端末の具体的所在地を示す情報	・ <b>整理が必要</b> ・個々の通信と紐づく場合は通信の秘密、個人情報(顧客DB等)と紐づく場合は個人情報、いずれにも当たらなければプライバシーか。	・位置の把握粒度はアクセスポイント単位	アクセスポイントの識別情報、端末のMACアドレス、取得日時等	・セブンイレブングループにて、Wi-Fi位置情報を活用。店舗毎に様々なコンテンツを提供(NTTBP) ・町田グランベリーモールにおける実証(イッツコム、KDDI・DNP・東急モールズ、三井物産)

## ○NTTドコモ「モバイル空間統計」

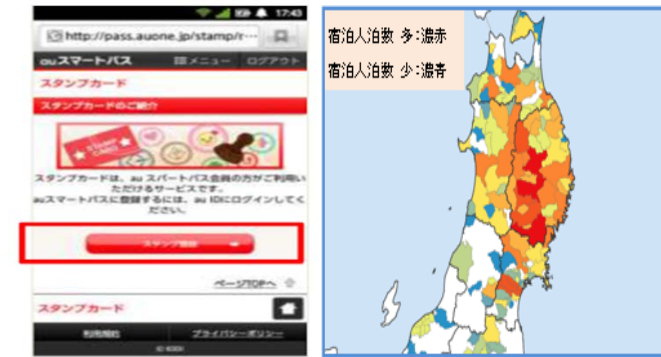
位置登録情報を利用し、基地局エリア毎の携帯電話台数を利用者の属性別に集計することによって、人口の地理的分布を推計したもの。地域毎の人口分布や、性別・年齢層別・居住エリア別の人口構成などを知ることが可能。



© 1996-2013 NTT DOCOMO, INC

## ○KDDI・コロプラ「観光動態調査レポート」

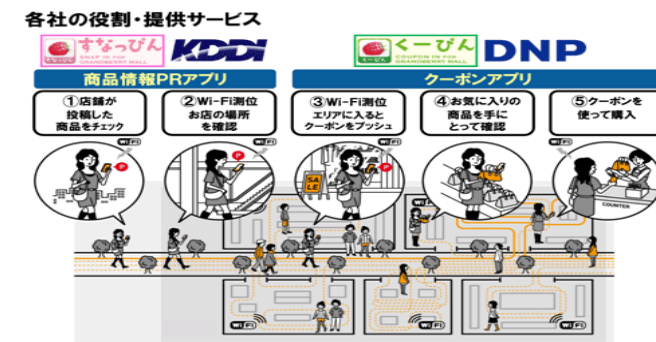
auスマートパス内で提供されるスタンプカードサービスに連動して利用者の同意を取得した上で、CDRに含まれる位置情報(「通信の場所」の情報)を活用したもの。移動経路・行動範囲を分析したエリアマーケティングなどを行うことが可能。



© KDDI CORPORATION

## ○イツコム、KDDI、DNP、東急モールズ、三井物産「グランベリーモールにおけるWi-Fi位置情報を活用したO2Oサービス実証実験」

Wi-Fiの位置情報サービスを利用し、立ち寄ったエリア近くの店舗で利用できるクーポンなどお買い得情報を、スマートフォンアプリを通じてタイムリーに受けとることなどが可能。



三井物産株式会社 Wi-Fi測位 行動データ収集・蓄積・分析

© KDDI CORPORATION

# 携帯電話事業者の運用データ等の適正な有効利用に関する検討会概要

## 概要

- (一社)電気通信事業者協会(TCA)において、外部有識者等を含めた「携帯電話事業者の運用データ等の適正な有効利用に関する検討会」を開催。
- 位置登録(基地局)情報及びそれに関連する情報の活用の在り方、上記情報を活用するに当たって留意すべき事項等について関係する事業者間で検討し、その結果を取りまとめ、発表。

## 検討スケジュール

- 平成25年2月から同年6月にかけて、5回の会合を開催。

## 構成員

(座長)	堀部 政男	一橋大学名誉教授
(座長代理)	廣松 毅	情報セキュリティ大学院大学教授
	森 亮二	英知法律事務所 弁護士
	森川 博之	東京大学先端科学技術研究センター教授
	大高 利夫	藤沢市 総務部参事兼IT推進課長
	吉澤 和弘	(株)NTTドコモ 取締役常務執行役員 経営企画部長
	古賀 靖広	KDDI(株) 渉外・広報本部 渉外部長
	吉野 充信	ソフトバンクモバイル(株) 渉外本部 渉外企画部長
(オブザーバ)	総務省	データ課・消費者行政課

- ① CDRの利活用 (※)CDR : Call Detail Record。通信の日時、場所、通信の種類、通話時間、ウェブの閲覧履歴等の情報の総体。
  - CDRは、通信の秘密等に配慮して慎重に取り扱うことが必要であるが、諸外国における活用の動向にも配意しつつ、その利活用について、技術進化に伴う通信設備の変化、プライバシー保護技術の進歩等にも配意しつつ的確に対応していくことも重要。
  - 例えば、通信の秘密に属する情報から個々の通信との関連性を除去する行為の可能性、非識別化を行うことの方や、サービス内容に応じた利用者の同意の取得方法等について、今後課題を明らかにするとともに検討を深めることも考えられるところ。
- ② Wi-Fi位置情報の利活用
  - 近年、無線LANを位置情報の取得手段として活用することで、GPSでは把握が困難な閉鎖空間内における位置情報として活用する取組等が進展。
  - Wi-Fi位置情報の取扱いは、携帯電話基地局に係る位置登録情報の例などにおいてこれまで整理されてきた考え方が適用されるものも多いと考えられるが、無線LANによる位置情報取得の特性も踏まえ、検討を行うことも考えられるところ。
- ③ 単独では個人識別性を有しない運用データ等の利活用
  - 運用データ等は、それ単独では個人識別性を有しない情報であっても、相当程度長期間にわたり時系列的に蓄積された場合等には、個人が推定可能となる可能性やプライバシー侵害が成立する可能性も存在。
  - 他方、このようなデータを活用することで、例えば、地点間を移動する人数を把握することが可能になるなど、社会的に有益な利活用の範囲が広がるのが想定。
  - これらに鑑み、それ単独では個人を識別することができない運用データ等について、例えば、当該データへのアクセスを厳格にし、他の情報との照合を禁止した上で保存・蓄積する等の運用管理を行うことで、個人識別性を排除し、上記のような統計的利活用を可能にすることも考えられるところ。
  - この点について、今後、具体的な事例や他の検討状況も踏まえつつ、対応していくことが求められるところ。
- ④ 加工処理段階における運用データ等の第三者提供
  - 今後、運用データ等の利活用を進めるに当たり、提供側と利活用側との間のニーズのマッチングについて仲介者の活用が考えられるが、そのような場合、加工処理段階における運用データ等の仲介者(第三者)への提供についてどのように考えるか、という論点が存在。
  - 例えば、電気通信事業者から仲介者、研究機関、ベンチャー企業等の第三者に対して運用データ等の加工処理を委託する場合に、適確な管理を求める「一定の条件」を設定する、といったことも考えられるところ。
  - この点について、今後、具体的な事例も踏まえつつ、検討を深めていくことが考えられるところ。

## I 個人情報に当たる位置情報

- 電気通信事業者が保有している他の個人情報と紐づく位置情報は、個人情報として取り扱われる。
- 電気通信サービスを提供するために必要な場合に限り取得する。(ガイドライン第4条第1項)
- 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表する。(ガイドライン第8条第1項)
- 個人情報を取り扱うに当たってはできる限り利用目的を特定し、利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用する場合は、利用者の同意を得る必要がある。(ガイドライン第5条第1項、第6条第1項)
- 第三者提供に当たっては、利用者の同意等違法性阻却事由が必要となる(個人情報保護法第23条第2項の「通知かつオプトアウト」では不十分)。(ガイドライン第26条第1項)
- 個人情報に対して、特定の個人を識別できないようにする加工(いわゆる匿名化)を行うことは、個人情報の利用に当たらず、利用目的として特定する必要はない。(ガイドライン第5条解説)
- 特定の個人を識別できないように加工され、非個人情報となった情報は、個人情報としての規制が外れ、同意なく第三者への提供が行えるとされているが、どの水準まで加工されていれば非個人情報として取扱うことが可能なのか不明確。

## II 通信の秘密に含まれる位置情報

- 個別の通信に際して取得される位置情報は、通信の構成要素に当たり、通信の秘密として取り扱われる。
- 利用者の同意や正当業務行為等の違法性阻却事由がない限り、利用・第三者提供はできない。
- 利用者の同意については、約款等による包括的な合意では足りず、個別かつ明確的な合意が必要とされている。
- 通信の秘密と特定の個人を識別できないようにする加工との関係について未整理。

## III プライバシー<sup>※</sup>情報に当たる位置情報

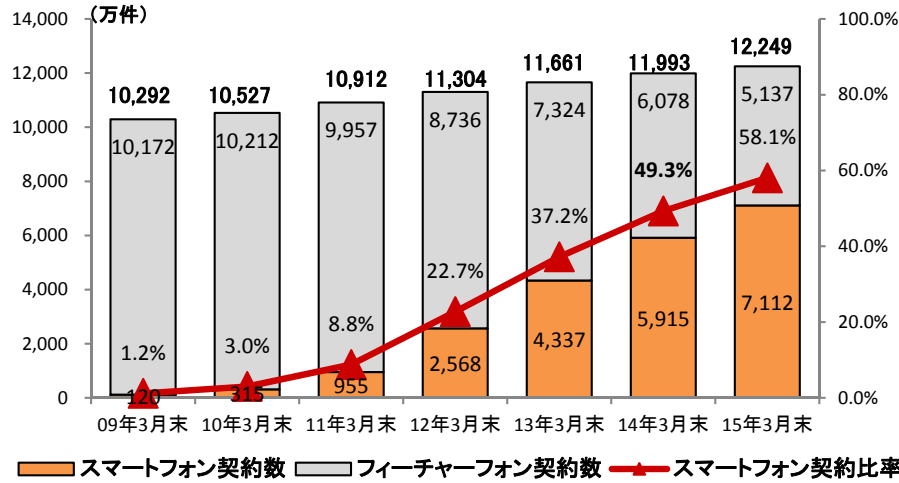
- 電気通信事業者が保有している他の個人情報と紐づかない位置情報は、プライバシー情報として取り扱われる。
- 個人情報保護法及びガイドラインの適用対象外であり、事業者の自主的な配慮に委ねられている。

※ プライバシー権とは、一般人の感受性を基準にして公表されたくない個人に関する情報を、みだりに第三者に開示又は公表されない権利であるとされる。(『宴のあと』事件判決(東京地裁昭和39年9月28日))



## スマートフォン利用者の増加

スマートフォンの契約数はここ数年で急増。  
2014年にはスマートフォン契約数が過半数を超える見通し。



## スマートフォンが取得する利用者情報

常時電源を入れて携帯するスマートフォンは、PCと比較して利用者との結びつきが強く、利用者の多種多様な情報の取得・蓄積が可能

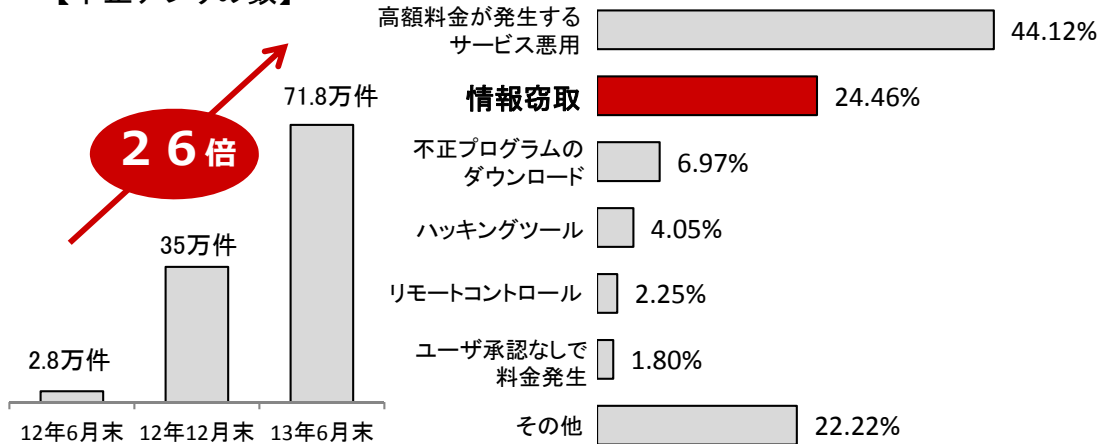


## 不正アプリの傾向

スマートフォンの急速な普及に伴いマルウェアの数も急増。  
金銭詐取だけでなく情報窃取を目的とするものも増加。

【不正アプリの数】

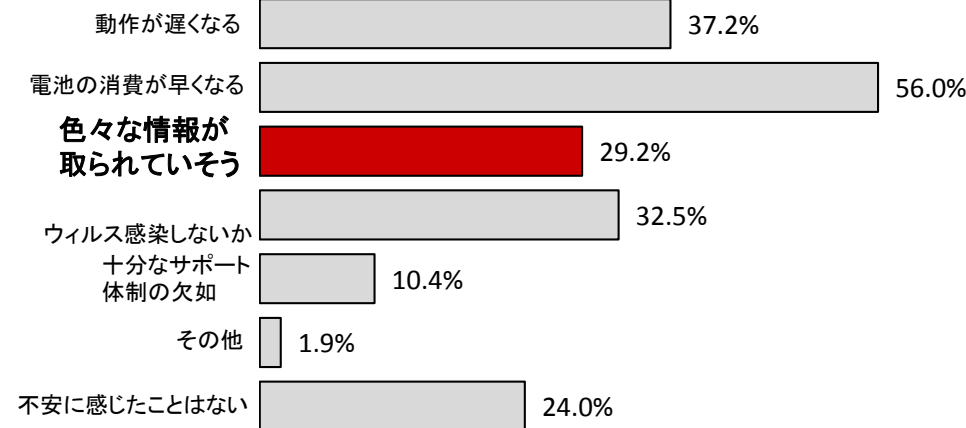
【不正アプリの分類】



## アプリケーションの利用に対する利用者の意識

約8割の利用者がアプリケーションの利用に関して何らかの不安を感じており、利用者情報を取得されることに不安を感じる利用者は約3割。

【アプリケーション利用に関する不安】



スマートフォン上の利用者情報が安心・安全な形で活用され、利便性の高いサービス提供につながるよう、諸外国の動向を含む現状と課題を把握し、利用者情報の取扱いに関して必要な対応について総務省研究会(利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会(座長 堀部政男 一橋大学名誉教授))にて検討し、平成24年8月に提言「スマートフォン・プライバシー・イニシアティブ」を公表。

# スマートフォンにおける利用者情報の種類と性質

区分	情報の種類	含まれる情報	利用者による変更可能性	個人識別性等
第三者の情報	<b>電話帳で管理されるデータ</b>	氏名、電話番号、メールアドレス等	×～△	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話帳には一般に氏名、電話番号等が登録されることが多く、個人識別性を有している場合が多い</li> </ul>
利用者の識別に係る情報	<b>氏名、住所等の契約者情報</b>	氏名、生年月日、住所、年齢、性別、電話番号等の情報や、クレジットカード番号等の個人情報等	×～△	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約者情報には一般に氏名、住所等が含まれており、個人識別性を有している場合が多い</li> </ul>
	<b>ログインに必要な識別情報</b>	各種サービスをネット上で提供するサイトにおいて、利用者を特定するためにログインさせる際に利用される識別情報	△～○ <small>利用者が必要に応じて変更・修正を行うことが可能</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ログインのための識別情報は変更可能な場合もある。</li> <li>ログインのための識別情報は、氏名等個人識別性を有する場合もあり、単なる数字や記号等で単体では個人識別性を有さない場合もある</li> </ul>
	<b>クッキー技術を用いて生成された識別情報</b>	ウェブサイトを訪問時、ウェブブラウザを通じて一時的にPCに書き込み記載されたデータ	○ <small>利用者が必要に応じて変更・修正を行うことが可能</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者がウェブブラウザ上で削除やオプトアウトを行うことが可能</li> <li>単体では個人識別性を有しないが、発行元等において他情報と照合し個人識別性を有する場合がある。</li> </ul>
	<b>契約者・端末固有ID</b>	OSが生成するID (Android ID)、独自端末識別番号 (UDID)、加入者識別ID (IMSI)、ICカード識別番号 (ICCID)、端末識別ID (IMEI)、MACアドレス等	× <small>端末交換や契約変更をしない限り変更が困難</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スマートフォンのOSやシステムプログラム、SIMカード、端末そのもの等に割り振られ管理される。利用者は端末交換や契約変更をしない限り変更困難</li> <li>単体では個人識別性を有しない。他の情報と容易に照合できる場合、個人識別性を獲得する。</li> <li>同一IDに紐付けて行動履歴や位置情報を集積する場合、プライバシー上の懸念が指摘される</li> </ul>
	<b>通信履歴</b>	通話内容・履歴、メール内容・送受信履歴	×～△ <small>端末や電気通信事業者のサーバーにおいて管理</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信相手等により個人識別性を有する場合がある</li> <li>電気通信事業者の取扱い中のものは通信の秘密の保護の対象</li> <li>通信履歴はプライバシー上の懸念が指摘される</li> </ul>
通信サービス上の行動履歴や利用者の状態に関する情報	<b>ウェブページ上の行動履歴</b>	利用者のウェブページ上における閲覧履歴、購買履歴、購入履歴、検索履歴等の行動履歴	×～△ <small>端末やウェブページ管理者、アプリ提供者等のサーバーにおいて管理</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の行動履歴や状態に関する情報については、内容・利用目的等によりプライバシー上の懸念が指摘される</li> <li>相当程度長期間にわたり時系列に蓄積された場合等、態様によって個人が推定可能になる可能性がある</li> </ul>
	<b>アプリケーションの利用履歴等</b>	アプリケーションの利用履歴・記録されたデータ等、システムの利用履歴等		
	<b>位置情報</b>	GPS機器によって計測される位置情報、基地局に送信される位置登録情報		
	<b>写真・動画等</b>	スマートフォン等で撮影された写真、動画		<ul style="list-style-type: none"> <li>内容、利用目的等によりプライバシー上の懸念がある</li> <li>顔認識技術等が進むと、個人識別性に結びつく可能性が高まるとの指摘がある。</li> </ul>

# スマートフォン利用者情報の適正な取扱い

～スマートフォン プライバシー イニシアティブ(スマートフォン利用者情報取扱指針)～

- 利用者情報に係る利用者の不安解消は、一義的に関係事業者の役割と責任においてなされるべき。
- 業界団体未加入のアプリ提供者も含め多様な関係事業者が直接参照できる指針を提示。各業界団体が業界の実情を踏まえ、追加的事項を盛り込んでガイドラインを作成することも期待される。

## 6つの基本原則

- ① 透明性の確保
- ② 利用者関与の機会の確保
- ③ 適正な手段による取得の確保
- ④ 適切な安全管理の確保
- ⑤ 苦情・相談への対応体制の確保
- ⑥ プライバシー・バイ・デザイン

### 利用者情報取得者における取組 (アプリ提供者、情報収集モジュール提供者等による取組)

#### (1) プライバシー・ポリシーの作成

☞ アプリケーションや情報収集モジュールごとに分かりやすく作成。(簡略版も作成。)

- ① 情報を取得するアプリ提供者等の氏名又は名称
- ② 取得される情報の項目
- ③ 取得方法
- ④ 利用目的の特定・明示
- ⑤ 通知・公表又は同意取得の方法、利用者関与の方法
- ⑥ 外部送信・第三者提供・情報収集モジュールの有無
- ⑦ 問合せ窓口
- ⑧ プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続

#### (2) 適切な安全管理措置

#### (3) 情報収集モジュール提供者に関する特記事項

#### (4) 広告事業者に関する特記事項

### 関係事業者における取組

#### (1) 移動体通信事業者・端末提供事業者

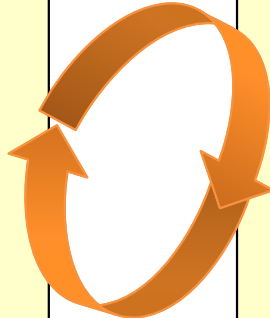
- ☞ スマートフォン販売時等
- ☞ 移動体通信事業者のアプリケーション提供サイト

#### (2) アプリ提供サイト運営事業者、OS提供事業者

- ☞ アプリケーション提供サイト

#### (3) その他関係しうる事業者

- ☞ アプリケーション推薦等



## アプリ提供者、情報収集モジュール提供者等による取組み

### 1 プライバシーポリシーの作成

- ☞ アプリケーションや情報収集モジュールごとに分かりやすく作成し公表(簡略版も作成し公表)
- ☞ 利用者が容易に参照できる場所に掲示またはリンクを張る

### 8つの記載事項…記載内容

- |   |   |
|---|---|
| ①情報を取得するアプリケーション提供者等の氏名または名称…アプリケーション提供者等の名称、連絡先等   |   |
| ②取得される情報の項目   | …取得される利用者情報の項目・内容を列挙                                  |
| ③取得方法   | …利用者の入力/アプリによるスマホからの自動取得                              |
| ④利用目的の特定・明示   | …アプリ自体のサービス提供の目的/それ以外の目的<br>(例: 広告配信・表示やマーケティング目的のため) |
| ⑤通知・公表または同意取得の方法、利用者関与の方法   | …プライバシーポリシーの掲示場所や掲示方法、<br>同意取得の対象・タイミング等*1、利用者関与の方法*2 |
| *1 個別の情報に関する同意取得:   |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>一部のプライバシー性の高い情報</u>(電話帳、<u>位置情報</u>、通信履歴、写真等)は原則個別同意を取得</li> <li>・ 契約者・端末固有ID: 個人情報に準じた形で取り扱う(取得される項目及び利用目的を明確に記載しその目的の範囲で適正に扱う)</li> </ul> |   |
| *2 利用者関与: 利用者がアプリによる利用者情報の利用や取得の中止を希望する場合に、その方法を記載する。   |   |
| ⑥外部送信・第三者提供・情報収集モジュールの有無  | …第三者提供・情報収集モジュールの組み込みの有無等                             |
| ⑦問合せ窓口  | …問合せ窓口の連絡先等(電話番号、メールアドレス等)                            |
| ⑧プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続き   | …プライバシーポリシーの変更を行った場合の通知方法                             |

2 適切な安全管理措置: 利用者情報の漏洩、滅失、毀損の危険回避の措置

3 情報収集モジュール提供者に関する特記事項: アプリ提供者へ①取得する情報項目、②目的、③第三者提供等を通知

4 広告配信事業者に関する特記事項: アプリ提供者や情報収集モジュール提供者となる場合の対応、配慮原則等

◆多種多様なパーソナルデータ(個人に関する情報)を含む大量の情報の流通

- 新事業の創出、利便性の向上、より安心・安全な社会の実現
- プライバシー等の面における不安



パーソナルデータの利活用と  
プライバシー保護等の  
調和を図る必要

◆データの越境流通の加速化

- グローバルなビジネス展開
- 国際的な自由な情報の流通とプライバシー保護等の双方を確保する必要性



国際的に調和の取れた制度の  
構築が必要

情報の自由な流通とプライバシー保護等の調和に配慮した  
パーソナルデータの利活用のルールの特明確化が必要

総務省の対応

2012年11月1日より「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」  
(座長:堀部政男 一橋大学名誉教授)を開催し、検討

本年(2013年)6月12日に報告書を公表

- ビッグデータを利用する際、プライバシー保護等について不明確な部分が多いため、パーソナルデータを利用する新ビジネスに支障
  - 個人に関する大量の情報 が集積・利用されることによるプライバシーについての不安
- 情報の自由な流通とプライバシー保護等の調和に配慮したパーソナルデータの利活用のルールの明確化が必要

## 報告書の概要

### ○先行的に実施すべき方向性

#### パーソナルデータの利活用の枠組みの体系

- ・パーソナルデータの利活用の促進と適切な保護の調和が重要
- ・パーソナルデータの利活用を円滑に進めるため、その適正な取扱いについて信頼性の確保・強化が必要不可欠
- ・パーソナルデータの利活用に関するルールの明確化が必要

#### 保護されるパーソナルデータの範囲

- ・「個人識別性」というメルクマールは基本的には妥当であるが、プライバシーの保護という基本理念を踏まえて実質的に判断することが必要

#### パーソナルデータの利活用ルールの在り方

- ・データの取得の経緯(コンテキスト)や、プライバシー性の高低に応じた(3類型等)、パーソナルデータの取扱いのルール

#### パーソナルデータの利活用のルール策定の在り方

- ・「マルチステークホルダープロセス」(国、企業、消費者、有識者等、多種多様な関係者が参画するオープンな検討プロセス)を積極的に活用

#### パーソナルデータ利活用のルール遵守確保の在り方

- ・プライバシーポリシーを契約約款で規定、有識者からなる専門機関の設置しルールに関する判断の提示や紛争解決

#### パーソナルデータの保護のための関連技術の有用性(匿名化、暗号化等)

### ○本格的な実施のための方向性

- ・プライバシーコミッショナー制度の検討
- ・マルチステークホルダープロセスの実効性の確保
- ・現行の個人情報保護法に関する制度整備

## パーソナルデータ(個人に関する情報)

### 【保護されるパーソナルデータ】 「実質的個人識別性」\*を有するパーソナルデータ

\* プライバシーの保護という基本理念を踏まえて実質的に判断される個人識別性  
(現行の個人情報保護法の「個人情報」の範囲との関係等は、さらに検討が必要)

(保護されるパーソナルデータに含まれるべきと考えられるもの)

・個人のPC・スマートフォン等の識別情報(端末ID等)など

一義的には特定の機械を識別するものであるが、実質的に特定の個人と継続的に結びついているもの

・継続的に収集される購買・貸出履歴、視聴履歴、位置情報等

個人識別性の要件を満たす情報と連結しない形で取得・利用される場合でも、特定の個人を識別することができるようになる可能性が高いもの

【保護されるパーソナルデータ以外のパーソナルデータ】  
パーソナルデータの利活用の枠組みからは制約を受けず、自由に利活用が可能  
(統計情報、匿名化情報等)

## 保護されるパーソナルデータ

### ① 一般パーソナルデータ

(保護されるパーソナルデータのうちプライバシー性が低いもの)

コンテキストに沿う場合

明示的な同意は不要

コンテキストに沿わない場合

明示的かつ個別的な同意が必要

### ② 慎重な取扱いが求められるパーソナルデータ

(センシティブデータ以外のプライバシー性が高いパーソナルデータ)

コンテキストに沿う場合

【プライバシー性】

比較的  
低い

明示的かつ包括的な同意

比較的  
高い

明示的かつ個別的な同意が必要

コンテキストに沿わない場合

明示的かつ個別的な同意が必要

### ③ センシティブデータ

(プライバシー性が極めて高いもの)

明示的かつ個別的な同意が必要

#### 【検討事項】

- ・災害時等の例外的取扱い
- ・プライバシー性の高低の具体的なあり方

- ・同意の撤回やオプトアウトを可能とする仕組み
- ・適切な表示の在り方

等

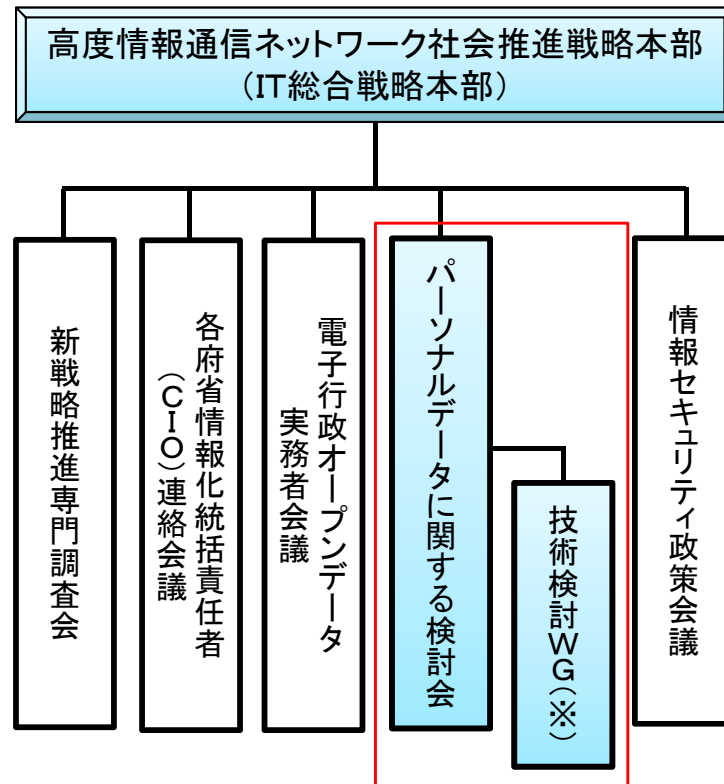


- 設置根拠：高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令（平成12年政令第555号）第4条に基づき、パーソナルデータに関する利活用ルールの明確化等に関する調査及び検討を行うため、パーソナルデータに関する検討会を開催する（同本部長決定：本年6月14日）。
- スケジュール：第1回会合を本年9月2日に開始し、年内に制度見直し方針等を取りまとめ予定（主な論点は次頁参照）
- 事務局：内閣官房IT総合戦略室、総務省（情報流通行政局情報セキュリティ対策室）、経済産業省（商務情報政策局情報経済課）

## 検討会メンバー

座長	堀部 政男	一橋大学名誉教授
	伊藤 清彦	公益社団法人経済同友会 常務理事
	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	金丸 恭文	フューチャーアーキテクト株式会社 代表取締役会長兼社長
	佐藤 一郎	国立情報学研究所アーキテクチャ科学研究系教授
	穴戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
	新保 史生	慶應義塾大学総合政策学部教授
	鈴木 正朝	新潟大学法科大学院教授
	滝 久雄	株式会社ぐるなび 代表取締役会長
	長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会事務局次長
	松岡 万里野	財団法人日本消費者協会会長
	椋田 哲史	一般社団法人日本経済団体連合会 常務理事
	森 亮二	英知法律事務所弁護士
	安岡 寛道	株式会社野村総合研究所上級コンサルタント
	山本 隆一	東京大学大学院情報学環・学際情報学府准教授（医療関係）

## 検討会の体制



(※)本年9月27日に第1回WGを開催し、匿名化について議論

## 1. パーソナルデータの利活用の基本的枠組みの明確化

- 一般的な国民の感覚に適合した枠組みを構築するため、**パーソナルデータの保護の目的を明確化**
- パーソナルデータの利活用に当たっては、そのデータの種類、使用方法等により、保護すべき範囲についてケースバイケースで判断せざるを得ない面があるが、**現行の個人情報保護法の解釈において可能な限り明確化**
- 個人情報取扱事業者の要件について、情報通信技術の進展、プライバシー保護意識の高まり等を踏まえ、**現行要件(個人数: 5,000)についても見直すことの可否**

## 2. パーソナルデータの利活用ルールの在り方

- パーソナルデータを含むビッグデータの利活用を促進する観点から、適切なプライバシー保護を確保しつつ、**個人情報の入手時の同意取得、入手後の利用目的の拡大や第三者提供、共同利用を行う際の事業者手続きの簡素化**
- 合理的な水準まで匿名化を施されたパーソナルデータについて、法的に通常の個人情報とは異なる取扱い(例:第三者提供に関する同意を不要とする一方、提供先事業者に対して法的な責任を課す等)とすることの可否

## 3. パーソナルデータの保護を有効に機能させるための仕組みの在り方

- 事業者が自主的に行っているパーソナルデータの保護の仕組みを評価し、**プライバシーポリシー等の遵守を徹底させる仕組みを構築**
- パーソナルデータの利活用ルールの策定に当たり、**国、企業、消費者、有識者等による合意形成が行われるようなルールの策定**

## 4. 独立した第三者機関の設置についての考え方の整理

- パーソナルデータの利活用に関わる様々な問題についての**専門的な知見を有する人材を集め、パーソナルデータの利活用ルールに関する判断の提示や消費者と事業者間の紛争解決等を行うための機関の設置**

電気通信事業者が取り扱う位置情報について、ビジネス利用も含めた社会的な利活用の促進に向け、通信の秘密及び個人情報・プライバシーの保護の観点を踏まえ、以下の現時点で想定される課題を整理し、事業者に求められる適切な取扱いの在り方を検討する。

## ① Wi-Fi位置情報の性質について

基地局に係る位置情報、GPS位置情報においてこれまでの検討会で整理された考え方を踏まえ、Wi-Fi位置情報の性質（通信の秘密・個人情報への該当性等）について整理する。

## ② 位置情報の取得、利用時における取扱いについて

### ○ 位置情報の性質に応じた適切な利用者への説明、利用者からの同意取得の在り方について

電気通信事業者が取り扱う位置情報について、位置情報の性質（通信の秘密に該当する情報、個人情報、プライバシーに関する情報等）、取得方法、利用目的、利用形態等に応じて、利用者からの同意取得の在り方（個別同意か利用規約による包括同意か等）や利用者への説明の在り方について整理する。

### ○ 継続的に蓄積された位置情報の取扱いについて

位置情報は、継続的に収集することで、地点間を移動する人数を把握することが可能になり、防災や観光等に活用することが期待されているが、一方で、一定期間の追跡により特定個人が識別可能となったり、個人の行動状況まで詳細に把握することも可能となる可能性が高まることから、その取扱いについて整理する。

## ③ 位置情報の第三者提供時における取扱いについて

### ○ 第三者提供を行う際の利用者への説明、利用者からの同意取得の在り方、特定の個人を識別できないようにする加工（いわゆる匿名化）された情報の取扱いについて

- 位置情報の第三者提供時における利用者からの同意取得の方法について、位置情報の性質に応じた同意取得の在り方（個別同意か利用規約による包括同意か等）や利用者への説明の在り方について整理するとともに、位置情報が高いプライバシー性を有する情報であることを踏まえ、第三者提供に一定の制約を設けることの是非及びその方法（提供先や提供方法に一定の制約を課すこと等）も併せて検討する。
- 特定の個人を識別できないようにする加工を行った位置情報の第三者提供に関して、どの水準まで加工されていれば非個人情報として取扱うことが可能なのか、また、非個人情報に加工されたとしても、他の情報と突き合わせることで等により、再識別化される可能性もあることを踏まえ、その在り方を検討する。（※ 内閣官房「パーソナルデータに関する検討会」における検討も踏まえて整理。）

### ○ 個々の通信の際に利用される位置情報の取扱いについて

個々の通信の際に利用される位置情報について、その利活用を可能とする観点から通信の秘密と特定の個人を識別できないようにする加工（いわゆる匿名化）との関係を整理する。（通信の秘密の窃用に当たるのか否か。当たる場合これを緩和する整理はありうるのか等。）